

県央ネットやまなし観光エリア  
四季の観光コンテンツ造成による誘客促進業務委託仕様書

1 目的

9市1町<sup>※1</sup>で構成する県央ネットやまなし観光エリア（以下、「本エリア」という。）は、食・自然・観光スポット等の豊富な地域資源や標高差等の地理的条件による気候の違い、また地域に根付いている多様な文化などがあることから、各地域に点在する資源を掛け合わせて面的な観光の促進に取り組めるエリアである。

本業務は、令和5年度の連携自治体ツーリズム事業の成果を活かすとともに、「やまあり、やまなし。」のエリアコンセプト<sup>※2</sup>のもと、誘客促進や消費額の増加を図るため、四季を通じた国内向け誘客促進事業を実施する。また同時に、インバウンド観光を戦略的に展開していくために基盤となるカスタマーニーズの把握や流通整備等を行うものとする。

※1 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町

※2 本エリアのキャッチコピーで、「山地と盆地の豊かな自然が織りなす四季折々の美しい景色」のことを指す。

2 業務名

県央ネットやまなし観光エリア 四季の観光コンテンツ造成による誘客促進業務委託

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

4 業務内容

（ア）国内向けコンテンツの造成から販売までの一気通貫での伴走支援

① 調査：ニーズ調査や観光コンテンツの提案

令和5年度に実施した「県央ネットやまなし観光エリアGAP調査報告書」及び「県央ネットやまなし観光エリア モニターツアー実施報告書」を基に磨き上げる観光コンテンツやターゲットを提案すること。

② 造成：観光コンテンツの造成

四季（春夏秋冬）とエリアコンセプトである「やまあり、やまなし。」を意識したコンテンツ造成を国内向けに行うこと。なお、各季節におけるコンテンツ造成の個数は最低1つ以上とすること。

③ 流通整備：旅行情報サイト等を活用した販売整備

旅行情報サイト等を活用した効果的な販売体制を整備すること。

- ④ プロモーション：PR・販促活動
  - A) 造成した観光コンテンツのプロモーションを実施すること。また、9市1町それぞれの魅力を紹介すること。
  - B) プロモーションはターゲットに届く手法を明確に示して実施すること。
  - C) 令和5年度事業で作成したロゴマーク、PR動画、観光アンバサダー等を活用すること。
- ⑤ 持続可能性
  - 事業終了後も事業者が自走できる仕組みづくりを示すこと。
- ⑥ 想定スケジュール（別紙のとおり）
  - 国内向けコンテンツの販売は令和6年12月頃から冬商品の販売を開始すること。なお、スケジュールは目安とすること。
- ⑦ 経済効果の算出
  - 誘客促進実績報告を提出すること。造成コンテンツの販売実績等を基に経済効果を定量的に示すこと。

(イ) インバウンドマーケティング業務

- ① 対象国：ベトナム、タイ、台湾から最低1か国以上を対象とすること。
  - なお、これ以外の国から提案することも可とする。
- ② 調査：カスタマーニーズの把握
  - A) 既存観光コンテンツの精査を行い、海外に対するブランディングを示すこと。
  - B) 現地エージェントや旅行代理店へのヒアリングを行い、磨き上げや掛け合わせの方向性を決めること。
- ③ 流通整備：販路開拓・販売サポートの実施
  - 対象国の旅行形態（団体旅行・個人旅行）に適した販路や販売サポート（旅行代理店用の販売ツールや商品タリフ）を作成すること。作成はデジタル及び紙媒体の両方を想定して設計することとし、作成部数については発注者との協議によるが一定数の印刷を想定した積算とすること。
- ④ 造成：既存コンテンツのアレンジ
  - 国内向けコンテンツとして造成したものをインバウンド用にアレンジすることを原則とする。
- ⑤ 想定スケジュール
  - R6.7～9 調査・戦略策定
  - R6.10～R7.1 マーケティング調査
  - R7.1～3 地域ブランディングの方向性の決定

R7.3～4 地域ブランディングマニュアルの考案

R7.5～12 素材収集・コンテンツのアレンジ

R7.10～R8.3 地域ブランディングマニュアルの作成

スケジュールは目安とすること。

⑥ 事業の継続性

令和7年2月28日（金）までに令和8年4月以降に取り組むべき項目を提案する中間報告書を提出すること。

(ウ) 実績報告書の作成

「実績報告書」として業務内容に関する資料、記録写真、報告書等の一式を電子データ（ワード又はエクセル形式及び PDF 形式で CD-ROM 等の電子記録媒体に保存）と印刷物2部を提出すること。

## 5 留意事項

- (ア) 計画・実施については発注者と十分協議して行うこと。
- (イ) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (ウ) 著作権及び肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (エ) 本業務の制作物等（作成したコンテンツやパンフレット等）を発注者が委託期間後も継続して無償で使用できるよう配慮すること。
- (オ) 本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (カ) 台風や災害等の不可抗力により受注者に損害が生じた場合、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、発注者・受注者の責任に拠らない事情により、企画が中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (キ) 提案内容は発注者との協議により、変更できるものとする。
- (ク) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は、記載のない事項が発生した場合は、発注者の担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。